

令和4年度税制改正要望書

令和3年9月

一般社団法人 日本電機工業会
会 長 東原 敏昭

令和4年度 税制改正要望項目

1 . 国際課税ルールの見直し	1 頁
2 . 税務手続きの更なる簡素化・デジタル化	1 頁
3 . インボイス制度の仕入税額控除要件の緩和	3 頁
4 . グループ通算制度の見直し	4 頁
5 . オープンイノベーション促進税制の延長・拡充	5 頁

1. 国際課税ルールの見直し

現在、OECD で議論が進められている、市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルール（Pillar 1）と軽課税国への利益移転に対抗する措置（Pillar 2）にかかる国際合意・制度構築については、我が国企業への税負担ならびに事務負担への影響を最小限に留めるべく、下記の点に配慮し、対応いただくよう要望いたします。

既存の CFC 税制と重複課税がなされないよう整合性を図ること、過度に高いミニマム税率としないこと、また課税対象とすべきではない能動的な所得を除外する適用除外を設けること。企業に過度な事務負担が生じないよう計算簡素化等を図ること。（例：Pillar 1 で必須となっている各種計算処理について、その計算自体が不要となるよう制度簡素化を図る）

企業側で当該措置の適用範囲が判断しやすくなるよう、デジタル課税の対象範囲となる業種の明確化を図ること、また PE や現地法人がある B to C の販売まで範囲を広げないこと。

改正による効果

我が国企業への税負担ならびに事務負担への影響を最小限に留めることで、国際競争力維持に繋がります。

2. 税務手続きの更なる簡素化・デジタル化

(1) 別表 17 関係の簡素化・廃止(国外関連者明細の廃止、CFC 関係の添付書類省略)

国外関連者明細書（別表 17(4)）と、移転価格文書化制度における国別報告事項（ ）の内容が重複しているため、別表 17(4) については廃止し、国別報告事項に一本化すること。

CFC 関係の添付書類については、別表 17(3)の外国関係会社の財務諸表や申告書の写しを添付することを省略して、調査時に提示する形に変更すること。

国別報告事項（Country-by-Country Report）

国・地域ごとの収入、利益、税額、資本金、従業員数、主要事業等を記載する報告書であり、上記項目が国外関連者明細書（別表 17(4)）と重複している。

(2) 電子申告・電子納税 (e-Tax/eLTAX) の利便性向上

多くの企業においてテレワーク活用による働き方改革が推進される中、申告・納税関連手続きのために出社を余儀なくされるケースや、申告・納税システムの制約等によって、事務処理が非効率となっているケースが散見されております。

これら状況の改善のため、申告・納税の電子化ならびに簡素化について、下記項目の通り、見直しを要望いたします。

国税

- a)調査時に改めて同内容の資料提出を求められるため、会社事業概況書及び勘定科目内訳書については、申告書時の提出を廃止すること。
なお、廃止できない場合は、勘定科目内訳書の記載簡素化(10万円以上などの一律記載ではなく、企業規模(資本金あるいは調査部所管法人など)に応じた金額基準(1000万円単位など)を設けること。
- b)決算書のイメージデータ提出の導入。
- c)移転試験研究費・移転売上金額の認定申請書等の電子申請化。
- d)当局からの送付文書の電子化。
- e)別表17関係のCSVによる電子申告。
- f)更正通知書・還付通知書等のe-Taxによる受領。
- g)社内押印手続及び署名手続きのため出社しており、申告書等への押印廃止にあわせて、電子署名も廃止にすること。

地方税

- a)更正の請求書のフォーマット統一、更正の請求の電子申告化。
- b)固定資産税の電子納税の早期実現。
- c)固定資産税の納税通知書・課税明細書・納付書フォーマット統一。
- d)更正通知書・還付通知書等のeLTAXによる受領。
- e)事業所税に関して、免税点以下であれば申告不要とすること。

改正による効果

テレワーク活用による働き方改革の推進、ならびに当局・企業双方の業務コストの低減に繋がります。

3. インボイス制度の仕入税額控除要件の緩和

(1) 請求書の消費税端数処理の取り扱い

1つの請求書の端数処理は1回までとなっているため、現行では一取引ごとに端数処理をしている処理を変更する必要がありますが、システム対応には時間とコストがかかり、中小企業などシステム対応がなかなかできない企業は、手仕訳で毎月修正することになり非常に煩雑となるため、従来通り取引ごとの端数処理も例外として認めていただくよう要望いたします。

(2) 立替払い請求書の取り扱い

立替払いでは、仕入先のインボイスのコピーを立替事業者から入手し保存する実務が必要となりますが、下記事例の通り対象が膨大にあり中小企業含めて対応しきれないと思われること、また電子帳簿保存法の取り扱い(クレジットカード会社からの請求明細データの保存だけで要件を満たし、加盟店の領収書・利用明細の入手は不要)とインボイス制度との整合を図ることが効率的であることから、以下の通り仕入税額控除要件緩和を要望いたします。

クレジットカード払い

<各加盟店(仕入先) カード会社(立替事業者) 当社>

カード会社からの請求明細データには「登録番号」や「適用税率毎の対象金額・消費税額」「支払内容」がないため、仕入税額控除の要件を満たせず、加盟店の領収書・利用明細(紙)の入手・保存が別途必要になる。

請求明細データ 【カード会社から送付】	加盟店の領収書・利用明細(紙) 【別途、入手・保存】
「登録番号」 「適用税率毎の対象金額・消費税額」 「支払内容」 記載無	「登録番号」 「適用税率毎の対象金額・消費税額」 「支払内容」 記載有
インボイス制度では仕入税額控除 不可 電子帳簿保存法では 必要	インボイス制度では仕入税額控除 可 電子帳簿保存法では 不要

法人向け出張宿泊予約サービスに関する支払い

<各ホテル(仕入先) 旅行代理店等(立替事業者) 当社>

各ホテルは、宿泊した当社従業員に領収書等を発行せず、旅行代理店等が各ホテルに立替払いを行い、当社に毎月一括請求するが、上記と同様にこの請求明細データの保存だけでは仕入税額控除の要件を満たせない。

グループ会社間の水道光熱費等の立替払い

<電気・ガス・水道事業者(仕入先) 親会社(立替事業者) 各子会社>

上記と同様に親会社が送付する請求明細データの保存だけでは仕入税額控除の要件を満たせない。

改正による効果

大企業から中小企業、かつ全産業に共通する制度であるため、我が国全体において大幅な業務コスト削減が見込まれます。

4. グループ通算制度の見直し

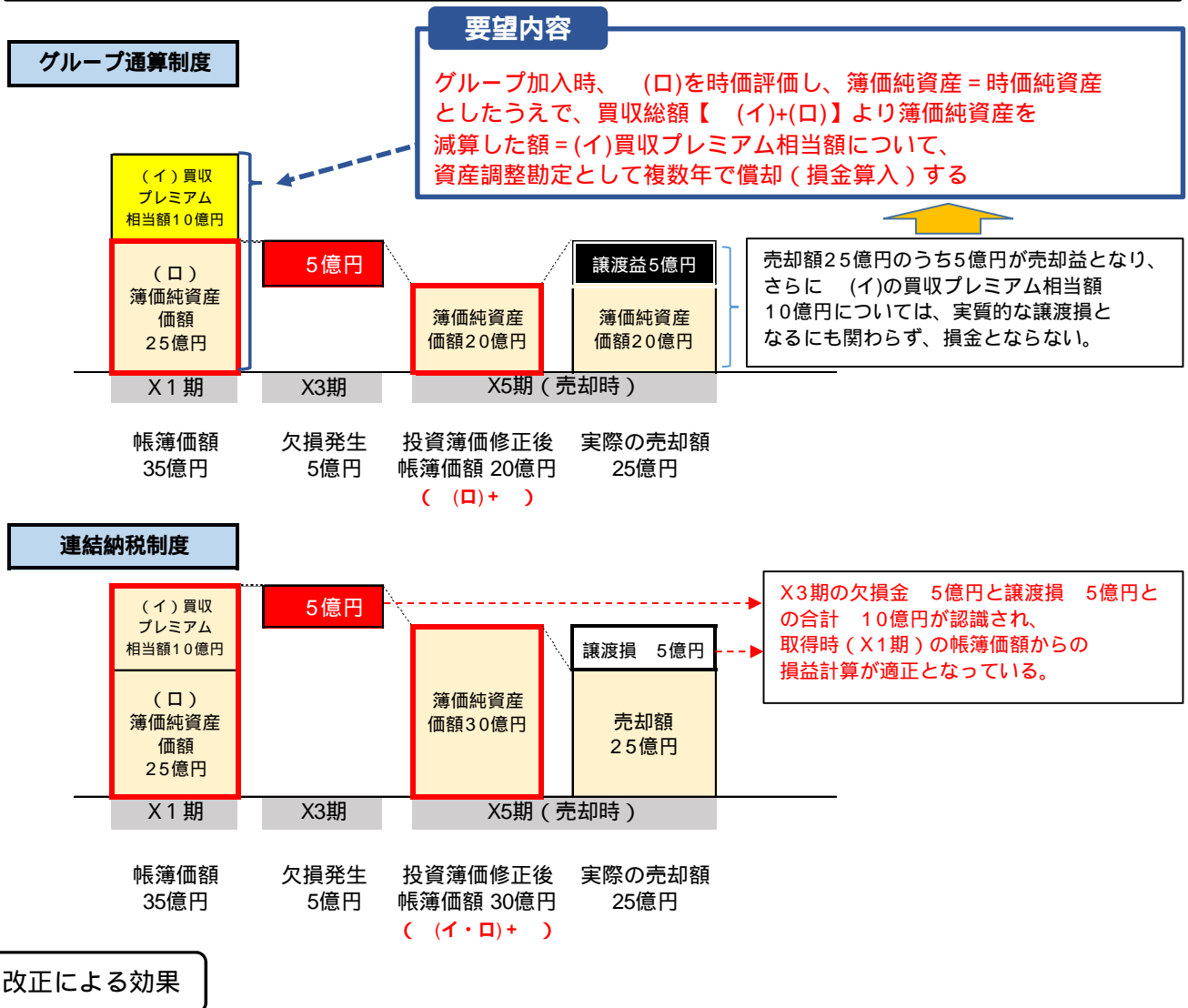
(1) 子会社売却時における投資簿価修正の見直し

多額のプレミアム付きで買収した通算子法人とシナジーが出せず、最終的に株式を譲渡せざるを得なくなった場合、このプレミアム分が譲渡原価に含まれなくなってしまうため、多額の譲渡益課税が発生してしまいます。

令和2年度「税制改正の解説」によると、組織再編税制との整合性を図る観点から、子法人を親法人が吸収合併すること及び分割により子法人を切り出すことと同様と考えるという投資簿価修正の改正の趣旨に記載されていることを踏まえると、子法人を時価評価して加入させた場合は、非適格で合併させる場合と同様に、プレミアム分は資産調整勘定として複数年で償却できるようにすることが組織再編税制との関係で整合すると考えます。

【事例】

- (X1期) A社がB社100%株式を35億円で取得(簿価純資産価額25億円、買収プレミアム相当額10億円)
- (X3期) B社で5億円の欠損が発生
- (X5期) A社がB社100%株式を、グループ外のC社に売却する際、投資簿価修正を実施
- (") 投資簿価修正後、C社に25億円で売却



既存の連結納税制度からグループ通算制度にスムーズな制度移行が可能となり、税負担の予見性向上ならびに適正化が見込まれます。

(2) 試験研究費における増額修更正の取り扱い見直し

試験研究費の増額の修更正を行う場合、試験研究費の税額控除額は当初申告額で固定されてしまい、現行の単体申告の場合と比べて非常に不利な取扱いになっています。これは増額の修更正の際に、全法人の所得・税額の再調整計算を行うと納税者及び課税庁の事務負担が過重になってしまうため、「事務負担軽減のための簡素化」の観点から再調整計算を行わないということになったと認識しております。ですが、減額の修更正を行う場合は非常に複雑な再調整計算を行う規定になっており、バランスが取れておらず、やはり納税者に過度に不利な規定と言わざるを得ません。そもそも、連結納税制度における修更正の事務負担とは、一法人の所得が動くことによって全法人の税額が変わり、全法人分の申告書を再度作成・提出することになり、再調整計算自体はシステム対応すれば過重な事務負担にはなりません。

そのため、増額の修更正を行う場合も当初申告額で固定せず再調整計算を行い、かつ減額の修更正と同様に他法人の税額に影響を与えないような規定への改正を要望します。

改正による効果

単体納税制度と同様に当初申告額で固定されず、単体納税制度と比較しても不利にならないため、グループ経営の多様化に対応した中立性・公平性の観点から見直しを実施したという今回の改正の趣旨にも合致し、連結納税制度を適用していなかった企業も実態に合わせてグループ通算制度の適用がしやすくなります。

5. オープンイノベーション促進税制の延長・拡充

本税制については令和3年度末をもって期限切れとなりますが、今後もスタートアップ企業とのコラボレーションは、事業戦略上有用であるため、期限の延長(2年)を行ったうえ、より使い勝手を良くすべく、下記の通り要望いたします。

最低投資額(現行制度では国内1億円以上、海外5億円以上)を引き下げること。
スタートアップ企業買収の際にも本税制が適用できるよう、既発行株式の取得も対象とすること。(現行では新株取得のみ適用可能)

改正による効果

従前の自前主義的発想から脱却し、革新的な技術を持つベンチャー企業とのオープンイノベーションが今後のわが国企業の成長のカギを握っており、オープンイノベーションに対する直接的なインセンティブである当該税制を延長・拡充することにより、ビジネスの変革を通じた経済成長に向けた基盤作りを強力に促進する効果が見込まれます。

以上

経理委員会 16社

オムロン株式会社

シャープ株式会社

シンフォニアテクノロジー株式会社

株式会社ダイヘン

株式会社東光高岳

株式会社東芝

東洋電機製造株式会社

日新電機株式会社

パナソニック株式会社

株式会社日立製作所（委員長）

富士電機株式会社

株式会社マキタ

三菱電機株式会社

株式会社村田製作所

株式会社明電舎

株式会社安川電機（副委員長）

